

議員提出議案第2号

再審法改正を求める意見書

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり提出します。

令和6年6月27日 提出

提出者

桑名市議会議員

南澤幸美

賛成者

同

成田久美子

同

近藤 浩

同

松田正美

同

倉田明子

同

畑 紀子

同

柴田 理恵

同

伊藤 研司

同

飯田 尚人

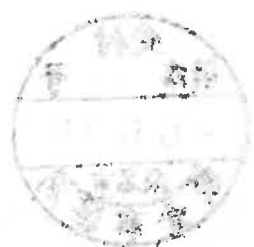
同

多屋 真美

同

永野 元康





再審法改正を求める意見書

「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害である。

えん罪の被害者を救済するための「再審」の手続を定めた刑事訴訟法第四編「再審」、いわゆる再審法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、再審における証拠開示は、重大な問題である。過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にありながら再審段階で初めて明らかにされた証拠の中に、請求人の無実を示すものが含まれていることも少なくなかった。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまるのであって、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、本市議会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、下記の措置を講ずることを内容とする再審法（刑事訴訟法第四編）の改正を強く求める。

記

1. 公判に提出されなかった証拠を再審請求人に利用させるために、証拠開示の制度化を図ること。
2. 再審手続の長期化を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
3. その他、えん罪被害者の救済に必要な法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
法務大臣様